

パブリックコメント手続の実施について

半田市パブリックコメント手続に関する要綱に基づき、市民の意見を計画に反映させるため、制度（案）に対する意見募集を実施する。

1. 意見募集を実施する計画等

半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度（案）

2. 募集期間

令和4年12月1日（木）～令和5年1月4日（水）

3. 意見の提出方法

- ・市ホームページの入力フォーム
 - ・郵便、FAX、Eメール
 - ・計画等の閲覧場所に指定している公共施設に設置の投函箱
- ※意見提出書は、閲覧場所または、ホームページからダウンロード

4. 計画等（案）の閲覧

市ホームページ及び閲覧場所に指定している市内公共施設

5. 閲覧場所

市役所（1階意見募集コーナー）、雁宿ホール、市民交流センター、図書館・博物館
岩滑ふれあいセンター、公民館（有脇、亀崎、乙川、上池、板山、成岩、神戸）
乙川交流センターニコパル、市民協働課窓口

半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 基本方針（案）

1 趣旨

「みんなが輝くチャレンジプラン（第3次半田市男女共同参画推進計画）」に掲げる基本施策「多様性への理解の促進」に基づき、性的少数者をはじめ、性の多様性への理解を深めるとともに、一人ひとりの個性や多様な価値観が尊重され、誰もが自分らしく生きられる社会を実現するための取組の一環として、要綱により「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の導入を目指します。

2 制度の概要

同性・異性にとらわれず、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約束した二人がパートナーシップ関係にあることを市に宣誓し、宣誓したことを市が認める制度です。

また、二人（一方又は双方）に未成年の子どもがいる場合には、子どもも含めて家族として、ファミリーシップ関係を宣誓することができます。

この制度は、法律婚とは異なり、法律上の権利や義務をとまなうものではありませんが、多様な生き方を尊重するとともに、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指すものです。

3 定義

（１）パートナーシップ

お互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約束した関係をいいます。

※性的少数者をはじめ、様々な事情により、婚姻の意思があっても、現行の民法および戸籍法上の婚姻制度では不都合などがあり、生きづらさを抱えている方（事実婚を含む）も対象になります。

（２）ファミリーシップ

パートナーシップ関係にある者が、一方又は双方の子（実子又は養子をいう。）を含め、家族として協力し合う関係をいいます。

4 宣誓者の要件

宣誓をすることができるのは、次のすべてに該当する方です。

- ① パートナーシップ関係にある双方が成年に達していること（満18歳以上）
- ② パートナーシップ関係にある双方が市内に住所を有している又は一方が市内に住所を有し、他方が3ヶ月以内に市内に転入予定であること
- ③ パートナーシップ関係にある双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の関係にある方を含む）がいないこと
- ④ 他の者とのパートナーシップ・ファミリーシップ又はそれに類する関係にないこと
- ⑤ 互いに近親者（民法第734条から第736条に規定する婚姻をすることができない続柄の範囲。ただし、養子縁組をしたことにより近親者となった場合は除く。）でないこと

5 宣誓に必要な書類

- ①住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- ②婚姻をしていないことが確認できる書類（戸籍抄本、独身証明書など）
※外国籍の方は、大使館等が発行する婚姻要件具備証明書など
- ③本人確認ができるもの（マイナンバーカード、旅券、運転免許証、官公署が発行した顔写真付きの免許証・許可証・登録証明書、在留カードなど）
- ④ファミリーシップ関係にあることを宣誓する場合は、子どもとの関係が確認できるもの（戸籍謄本、住民票の写しなど）
- ⑤通称名を使用する場合は、日常生活において使用していることが確認できる書類

6 市が交付する書類

- ①半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書
- ②半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カード
※戸籍上の氏名以外に日常生活で使用している通称名を受領証明書および受領証明カードに記載することができます。

7 受領証明書等の返還

受領証明書および受領証明カードの返還が必要な場合は、以下のとおりです。

- ①パートナーシップ関係を解消したとき
- ②宣誓者のいずれかが死亡したとき
- ③宣誓の要件に該当しなくなったとき
- ④宣誓をした時点において、宣誓の要件に該当していなかったことが判明したとき

8 無効となる宣誓

次のいずれかに該当する場合は、宣誓を無効とします。

- ①宣誓者がパートナーシップ・ファミリーシップを形成する意思がないことが判明したとき（双方の同意がないことが判明したとき）
- ②宣誓者の要件に該当していないことが判明したとき

9 運用開始時期

令和5年4月1日

宣誓の流れ

- ①事前予約
電話等にて事前に宣誓日を予約
- ②パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓
必要書類をお持ちいただき、原則お二人でお越しください
※お二人での来庁が難しい場合や個室での宣誓を希望される場合はご相談ください
- ③受領証明書および受領証明カードの交付（後日交付）

半田市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、性的少数者をはじめ、性の多様性への理解を深めるとともに、一人ひとりの個性や多様な価値観が尊重され、誰もが自分らしく生きられる社会を実現するため、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）性的少数者 性自認（自己の性別についての認識をいう。）が戸籍上の性別と異なる者及び性的指向（恋愛感情又は性的関心の対象となる性別についての指向をいう。）が異性のみでない者をいう。
- （2）パートナーシップ お互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約束した関係をいう。
- （3）ファミリーシップ パートナーシップ関係にある者が、一方又は双方の子（実子又は養子をいう。）を含め、家族として協力し合う関係をいう。

（宣誓の要件）

第3条 宣誓をすることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- （1）パートナーシップ関係にある双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- （2）パートナーシップ関係にある双方が市内に住所を有している又は一方が市内に住所を有し、他方が3月以内に市内に転入予定であること。
- （3）パートナーシップ関係にある双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の関係にある者を含む。）がいないこと。
- （4）他の者とのパートナーシップ・ファミリーシップ又はそれに類する関係にないこと。
- （5）民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者でないこと（ただし、養子縁組をしたことにより近親者となった者は除く。）。
- （6）ファミリーシップ関係にあることを宣誓しようとする者にあつては、ファミリーシップ対象者と生計が同一であること。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓しようとする者は、職員の面前において自ら記入した半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）を市長に提出することにより行うものとする。

2 宣誓しようとする者は、宣誓する日時等について事前に市と調整するものとする。

3 宣誓書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（いずれも宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）

(2) 現に婚姻をしていないことが確認できる書類（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）

(3) ファミリーシップ関係にあることを宣誓する場合は、ファミリーシップ対象者との関係を確認することができる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 市外に在住するもの者であって半田市内への転入を予定している者は、その事実が確認できる書類の提出をもって前項第1号に規定する書類に代えることができる。この場合において、当該者は、転入後速やかに前項第1号の書類を提出しなければならない。

5 宣誓書の提出は、市長が指定する場所において行うものとする。

6 宣誓しようとする者のうち一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができない場合は、双方の立会いの下で他の者に代筆させることができるものとする。

(本人確認等)

第5条 市長は、宣誓しようとする者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする

(1) 個人番号カード（マイナンバーカード）

(2) 旅券（パスポート）

(3) 運転免許証

(4) 在留カード

(5) 前4号に掲げるもののほか、官公署が発行した顔写真付きの免許証、許可証又は登録証明書

（通称名の使用）

第6条 宣誓をしようとする者は、宣誓書において氏名と併せて通称名（戸籍に記載された氏名に代わるものとして、国内において社会生活上通用しているものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

2 前項の規定による通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を、第4条の規定による宣誓をするときに提示するものとする

（証明書等の交付）

第7条 市長は、宣誓書の提出があったときは、宣誓の要件を審査し、半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書（第2号様式）及び半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カード（第3号様式）（以下「証明書等」という。）を、当該宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）に交付するものとする。この場合において、前条第1項の規定により通称名を使用したときには、通称名と共に戸籍に記載されている氏名を証明書等に記載するものとする。

（証明書等の再交付）

第8条 証明書等の交付を受けた者は、当該証明書等の紛失、毀損その他市長が認める事情により証明書等の再交付を希望するときは、半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等再交付申請書（第4号様式）により申請することができる。

2 前項の申請があったときは、市長は証明書等を再交付するものとする

（宣誓書記載事項変更の申出）

第9条 宣誓者は、次のいずれかに該当するときは、半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届（第5号様式。以下「内容変更届」という。）を交付済みの証明書等とともに市長に提出しなければならない。

- （1）宣誓者のいずれかに氏名又は通称名の変更があったとき。
- （2）宣誓者のいずれかに住所の変更があったとき。
- （3）ファミリーシップ対象者がその対象でなくなったとき。
- （4）ファミリーシップ対象者が成年に達したとき。
- （5）子を養育する等新たにファミリーシップ対象者を追加するとき。

2 内容変更届には、次に掲げる書類を添付しなければならない

- （1）前項第1号に該当するときは、氏名の変更があった者の戸籍抄本（戸籍個人事

項証明書)又は日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類

(2) 前項第2号に該当するときは、転入又は転居した者の住民票の写し

(3) 前項第5号に該当するときは、ファミリーシップ対象者との関係を確認することができる書類

3 市長は、内容変更届の提出があったときは、変更後の証明書等を当該宣誓者に交付するものとする。

(証明書等の返還)

第10条 宣誓者は、次のいずれかに該当するときは、半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等返還届(第6号様式。以下「返還届」という。)に証明書等を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) パートナーシップ関係を解消したとき。

(2) 宣誓者のいずれかが死亡したとき。

(3) 第3条第2号から第4号までに掲げる要件に該当しなくなったとき。

(4) 宣誓書を提出した時点において、証明書等の交付を受けた者のいずれか又は双方が第3条各号に掲げる要件に該当していなかったことが判明したとき。

2 市長は、前項第1号に該当する場合で、宣誓者のいずれか一方から返還届の提出があった場合は、返還届を受理した後、もう一方の宣誓者に対し、証明書等の返還を求めるものとする。

(無効となる宣誓)

第11条 次のいずれかに該当する場合は、宣誓を無効とし、証明書等の返還を求めるものとする。

(1) パートナーシップ・ファミリーシップを形成する意思がないことが判明したとき。

(2) 宣誓書等の内容に虚偽があったとき。

(3) 第3条各号の規定に反しているとき。

(4) 第4条第4項の規定に反して、市内への転入を証明する書類を提出しないとき。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

（宛先）半田市長

私たちは、半田市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、互いを人生のパートナーとし、家族（ファミリー）として暮らしていくことを宣誓し、署名します。

年 月 日

宣 誓 者		
ふりがな 氏 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
ふりがな 通称名 ※使用する方のみ		
住 所		

フ ァ ミ リ ー シ ッ プ 対 象 者		
ふりがな 氏 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		
代 筆 者		
署 名		

※子どもも含めてファミリーシップ関係にあることを宣誓する場合は、記入してください

※15歳に達した方は本人の自署であることが必要です

半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する確認書

宣 誓 者		
氏 名		
連絡先		
宣誓にあたり、次に掲げる事項を確認しました。 ☐ 双方とも民法第 4 条に規定する成年に達していること ☐ 互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約束した関係であること ☐ 双方が半田市民または一方が半田市民で、もう一方が 3 ヶ月以内に半田市へ転入予定であること 転入予定者： _____ 転入予定日： _____ ☐ 双方に配偶者がいないこと ☐ 双方以外の者とパートナーシップ関係にないこと ☐ 双方が互いに近親者でないこと（民法第 734 条から第 736 条までに規定する婚姻をすることができない者でないこと）		



第 号

半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書

様
(年 月 日生)

様
(年 月 日生)

宣誓日 _____ 年 月 日

半田市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき
提出されたパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証します。

年 月 日

半田市長

印

【特記事項】

(戸籍上の氏名(通称名を使用している場合)、同居する未成年の子の氏名等)

注意事項

- 1 この宣誓書受領証明書は、半田市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の趣旨に従ってお取り扱いください。
- 2 次の場合は宣誓書受領証明書および受領証明カードを返還してください
 - ①パートナーシップ関係を解消したとき。
 - ②宣誓者のいずれかが死亡したとき。
 - ③宣誓者のいずれかが市外に転出したとき。
 - ④宣誓の要件に該当しなくなったとき。

この宣誓書受領証明書の提示を受けた方へ

本市では、性の多様性への理解を深めるとともに、一人ひとりの個性や多様な価値観が尊重され、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指しています。

この受領証明書は、互いを人生のパートナーおよび家族として、日常生活において協力し合うことを約束した「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書」を半田市が受領したことを証明するものです。

法的な効力を有するものではありませんが、この受領証明書の提示を受けた方は、上記の趣旨を十分にご理解いただきますようお願いいたします。

半田市パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓書受領証明カード

様

様
(年 月 日生) (年 月 日生)

宣誓日 年 月 日

半田市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓書を受領したことを証します。



年 月 日
半田市長

印

第 号

この受領証明カードは、互いを人生のパートナーおよび家族として、日常生活において協力し合うことを約束した「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書」を半田市が受領したことを証明するものです。

法的な効力を有するものではありませんが、この受領証明カードの提示を受けた方は、上記の趣旨を十分にご理解いただきますようお願いいたします。

【特記事項】(戸籍上の氏名(通称名を使用している場合)、同居する未成年の子の氏名等)

【緊急連絡先】(自由記載)

【問い合わせ先】
半田市企画部市民協働課（電話0569-84-0609）

半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等再交付申請書

（宛先）半田市長

半田市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、以下のとおり、半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等の再交付を申請します。

年 月 日

申請者	
ふりがな	
氏 名	
住 所	
電話番号	

宣誓者		
ふりがな		
氏 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日

再交付を希望する書類	
種 別	☐ 半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書 ☐ 半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カード

再交付を希望する理由	
理 由	☐ 紛失 ☐ 毀損 ☐ その他（ ）

※申請者の本人確認書類を提示してください。

半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届

（宛先）半田市長

半田市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、以下のとおり、変更があったことを届け出ます。

年 月 日

届出者	
ふりがな	
氏 名	
住 所	
電話番号	

宣誓者		
ふりがな		
氏 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日

変更事項			
氏 名	変更前		
	変更後		
通称名	変更前		
	変更後		

住 所	変更前		
	変更後		
ファミリーシップ対象者の削除	子の氏名		
ファミリーシップ対象者の追加	子の氏名		
その他	変更前		
	変更後		

※届出者の本人確認書類を提示してください。

【添付書類】

- ・変更内容がわかる書類（戸籍抄本、住民票の写し など）
- ・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書および証明カード

半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等返還届

（宛先）半田市長

半田市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、以下のとおり、半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等を返還します。

年 月 日

届出者	
ふりがな	
氏 名	
住 所	
電話番号	

宣誓者		
ふりがな		
氏 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日

返還理由	
理 由	☐ パートナーシップ関係の解消 ☐ 宣誓者のいずれかが死亡 ☐ 宣誓者のいずれかが市外へ転出 ☐ その他（ ）

※届出者の本人確認書類を提示してください。

【添付書類】

・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書および証明カード

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 ご利用の手引き（案）

半 田 市

目 次

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは・・・・
3	定 義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4	制度を利用することができる方・・・・・・・・・・・・・・・・
5	必要書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6	宣誓の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
7	交付書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
8	証明書等の再交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
9	記載事項の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
10	証明書等の返還・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
11	よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

本市では、「みんなが輝くチャレンジプラン（第3次半田市男女共同参画推進計画）」に掲げる基本施策「多様性への理解の促進」に基づき、性的少数者をはじめ、性の多様性への理解を深めるとともに、一人ひとりの個性や多様な価値観が尊重される社会を目指すため、「半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を導入します。

この制度は、法律婚とは異なり、法律上の権利や義務をともしないものではありませんが、二人が互いを人生のパートナーとして、安心して、生活ができるよう、その関係を尊重することに、大きな意義があると考えています。

本市として、市民や事業者の皆様には制度の趣旨を尊重していただくことを通して、多様な生き方を応援し、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指します。

同性・異性にとらわれず、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約束した二人がパートナーシップ関係にあることを市に宣誓し、宣誓したことを市が認める制度です。

また、二人（一方又は双方）に未成年の子どもがいる場合には、子どもも含めて家族として、ファミリーシップ関係を宣誓することができます。

性的少数者に限らず、様々な事情により、婚姻の意思があっても、現行の民法および戸籍法上の婚姻制度では不都合などがあり、生きづらさを抱えている方（事実婚を含む）も対象となります。



それぞれの用語の定義は次のとおりです。

（１）性的少数者

性自認（自己の性別についての認識をいう。）が戸籍上の性別と異なる者及び性的指向（恋愛感情又は性的関心の対象となる性別についての指向をいう。）が異性のみでない者をいう。

（２）パートナーシップ

お互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約束した関係をいう。

（３）ファミリーシップ

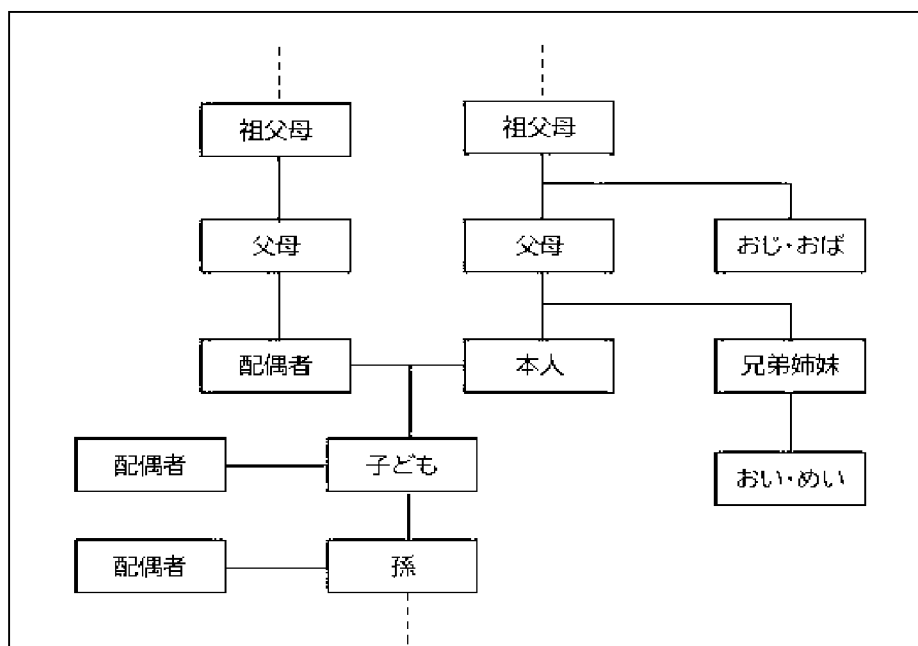
パートナーシップ関係にある者が、一方又は双方の子（実子又は養子をいう。）を含め、家族として協力し合う関係をいう。

宣誓をするには、次の要件をすべて満たす必要があります。

(1) パートナースhip関係にあることを宣誓するとき

- ① パートナースhip関係にある、双方が成年であること（満 18 歳以上）
- ② 双方が半田市民、または一方が半田市民で、もう一方が 3 ヶ月以内に半田市へ転入予定であること
- ③ 双方ともに配偶者がいないこと
- ④ 他の方とパートナースhip又はそれに類する関係にないこと
- ⑤ 互いに近親者でないこと（ただし、養子縁組をしたことにより近親者となった場合は除く）

【⑤近親者の範囲】



(2) ファミリーシッp関係にあることを宣誓するとき

- ① 双方または一方に未成年の子どもがいること
- ② ファミリーシッp対象の子どもは、双方または一方と生計が同じであること

パートナーシップ・ファミリーシップを宣誓するには、「半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書」の記入のほか、次の書類が必要です。

（１）住民票の写し又は住民票記載事項証明書（３ヶ月以内に発行されたもの）

※転入予定の方は、転入後２週間以内にご提出ください

（２）婚姻をしていないことが確認できる書類（３ヶ月以内に発行されたもの）
次のいずれかの書類

- 戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）または戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
- 独身証明書
- 外国籍の方は、大使館が発行する婚姻要件具備証明書など（日本語訳を添付してください）

（３）本人確認ができるもの

次のいずれかの書類

- マイナンバーカード
- 運転免許証
- 旅券（パスポート）
- その他、官公署が発行した顔写真付きの証明書 など

（４）ファミリーシップ関係を宣誓するときは、子どもとの関係がわかるもの
（戸籍謄本又は住民票の写し など）

（５）通称名を使用する場合は、日常生活において使用していることが確認できる書類（各種会員証や郵便物など）

(1) 宣誓日の事前予約

宣誓希望日（土、日、祝日、年末年始を除く）の7日前までに、電話またはメールにて予約してください。

【予約連絡先】

電 話：0569-84-0609（企画部市民協働課）

メール：s-kyodo@city.handa.lg.jp

(2) 宣誓書の提出

予約した日時に、必要書類を持って、二人揃ってお越しください。

※二人揃っての来庁が難しい場合や個室での宣誓を希望される場合は事前にご相談ください

(3) 宣誓書受領証明書等の交付

宣誓の日から約1週間後に宣誓書受領証明書等を交付しますので、本人確認書類を持って、お越しください（来庁が難しい場合には、郵送いたします）。

交付書類

①半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書

※1組につき1枚交付します

②半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カード

※それぞれ一人につき1枚ずつ交付します

①宣誓書受領証明書（A 4 サイズ）

（表）



第 5

半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書

様

（ 年 月 日生）

様

（ 年 月 日生）

宣誓日 年 月 日

半田市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき
提出されたパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証します。

年 月 日

半田市長

印

（裏）

【特記事項】
(戸籍上の氏名(通称名を使用している場合)、同居する未成年の子の氏名等)

注意事項

- この宣誓書受領証明書は、半田市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の趣旨に従って取扱いください。
- 次の場合は宣誓書受領証明書および受領証明カードも返還してください
 - パートナーシップ関係を解消したとき。
 - 宣誓者のいずれかが死亡したとき。
 - 宣誓者のいずれかが市外に転出したとき。
 - 宣誓の条件に該当しなくなったとき。

この宣誓書受領証明書の提示を受けた方へ

本市では、仲の多様な関係の理解を深めるとともに、一人ひとりの個性や多様な価値観が尊重され、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指しています。

この受領証明書は、互いを人生のパートナーおよび家族として、日常生活において協力し合うことを約束した「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書」を半田市が受領したことを証明するものです。

法的な効力を有するものではありませんが、この受領証明書の提示を受けた方は、上記の趣旨を十分にご理解いただきますようお願いいたします。

②宣誓書受領証明カード（免許証サイズ）

（表）

半田市パートナーシップ・ファミリーシップ
宣誓書受領証明カード

様

（ 年 月 日生）

様

（ 年 月 日生）

宣誓日 年 月 日

半田市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓書を受領したことを証します。



年 月 日

半田市長

印

（裏）

この受領証明カードは、互いを人生のパートナーおよび家族として、日常生活において協力し合うことを約束した「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書」を半田市が受領したことを証明するものです。

法的な効力を有するものではありませんが、この受領証明カードの提示を受けた方は、上記の趣旨を十分にご理解いただきますようお願いいたします。

【特記事項】(戸籍上の氏名(通称名を使用している場合)、同居する未成年の子の氏名等)

【緊急連絡先】(自由記載)

【問い合わせ先】
半田市企画部市民協働課（電話0569-341-0609）

証明書等の紛失、毀損などにより再交付を希望される場合は、「半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等再交付申請書」の記入のほか、次の書類が必要です。

必要書類

①本人確認ができるもの

※紛失以外の場合は、証明書等も併せて提出してください

次のいずれかに該当する場合は、必要書類を添えて、「半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届」を提出してください。

- 氏名や通称名の変更があったとき
- 住所の変更があったとき
- ファミリーシップ対象者がその対象でなくなったとき
- 新たにファミリーシップ対象者を追加するとき
- ファミリーシップ対象者が成年に達したとき

必要書類

- ①変更内容がわかる書類（戸籍抄本・住民票の写し・日常生活で通称名を使用していることがわかるもの など）
- ②交付済みの受領証明書および証明カード
- ③本人確認ができるもの



次のいずれかに該当する場合は、「半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等返還届」の提出と併せて、証明書等を返還してください。

- パートナーシップ関係を解消したとき
- 二人のいずれかが死亡したとき
- 二人のいずれかが市外へ転出したとき
- 宣誓の要件に該当しなくなったとき

また、次のいずれかに該当する場合は、宣誓を無効とします。

- 宣誓者がパートナーシップ・ファミリーシップを形成する意思がないことが判明したとき（双方の同意がないことが判明したとき）
- 宣誓者の要件に該当していないことが判明したとき

必要書類

- ①交付済みの受領証明書および証明カード
- ②本人確認ができるもの

Q 1. パートナーシップ・ファミリーシップ制度と、結婚との違いは何ですか。

A 1. 結婚は、民法に定める法律行為であり、相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生しますが、半田市が行うパートナーシップ・ファミリーシップ制度は法的効力を有するものではなく、自治体独自の制度となります。

この制度は、二人が互いを人生のパートナーとして、安心して、生活ができるよう、多様な生き方を応援するものです。

Q 2. 宣誓に費用はかかりますか。

A 2. 宣誓や受領証明書等の交付は無料です。ただし、必要書類（住民票、戸籍抄本など）の交付手数料は宣誓者負担となります。

Q 3. プライバシーは守られますか。

A 3. 宣誓を行う際は事前予約をしていただき、希望される場合は個室にて宣誓を行うことができます。

Q 4. 代理人や郵送・メールでも宣誓できますか。

A 4. 代理人および郵送・メールによる宣誓はできません。二人の意思確認をさせていただきますので、二人で窓口にお越しください。ただし、特別な事情（パートナーが入院中など）により、二人での来庁が難しい場合は、ご相談ください。

Q 5. 通称名を使用して宣誓できますか。

A 5. 使用することができます。日常生活において、その通称名を使用していることがわかる書類を提示いただくことで、証明書等に記載されます。

Q 6 . 宣誓は同性パートナーとしかできないのですか。

A 6 . 同性パートナーに限定した制度ではなく、宣誓の要件を満たしていれば、性的少数者に限らず、様々な事情により、婚姻の意思があっても、現行の婚姻制度では不都合などがあり、生きづらさを抱えている方（事実婚を含む）も宣誓することができます。

Q 7 . 半田市に住んでいなくても宣誓できますか。

A 7 . 二人とも半田市に住んでいるか、一人が半田市に住んでいて、もう一人が3ヶ月以内に半田市に転入予定であれば宣誓できます。

Q 8 . 同居していないと宣誓できませんか。

A 8 . 必ずしも同居している必要はありませんが、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約束した関係であることが必要です。

Q 9 . 証明書等を提示することで、どんなサービスが受けられますか。

A 9 . この制度に法的効力はありませんが、証明書等を提示することで、家族として利用できる制度やサービスがあります。市役所の手続きでは、市営住宅の入居申し込みなどの際に提示してください。

民間企業でも利用できるサービスが広がるよう、民間企業に対しても、多様な性への理解促進に向けた啓発を行っていきます。